

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から63年12月まで
② 平成2年4月から同年9月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和49年11月から63年12月までの期間及び平成2年4月から同年9月までの期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金保険料は、元妻及び母が納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、平成4年4月にA市へ転入後、「母親が国民年金保険料を納付していた。」と主張しており、事実、転入以後の国民年金保険料はすべて納付済みとなっていること、及び申立人の所持している申立期間の国民年金領収済通知書（納付書）はA市へ転入後に発行されていたことも確認できる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は過年度納付しており、申立期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、平成4年4月から5年3月までの期間については追納していること、及び6年4月以降は口座振替を利用するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

2 申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、申立期間の国民

年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、当時、申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の元妻から事情を聴取しても、申立期間の保険料納付に関する記憶は明確でなく、保険料納付を推認し得る事情が見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年以降に自動払出がされていることが確認でき、申立人は平成 3 年 4 月 18 日付けの受付印が押印されている「厚生年金保険 被保険者年金手帳記号番号重複取消届」を所持していること、及び同日に時効期限にかからなかった元年 1 月から同年 3 月の保険料を過年度納付していることから、3 年 4 月 18 日に国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成 2 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたと認められる。

栃木国民年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 10 月まで
国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和 45 年 4 月から同年 10 月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間当時は A 区に住んでいたため、A 区役所に納付していると思う。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き 29 年という長期にわたる国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っている。

また、申立人は、結婚後は夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しており、事実、その夫の国民年金保険料も国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降の国民年金加入期間のほぼすべて（9 か月未納あり）が納付済みとなっていることなどから、申立人の申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする夫からの聴取によると、申立期間を納付したとする保険料額と当時の保険料額がおおむね一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

加えて、国民年金加入後、過去の未納期間の国民年金保険料を過年度納付しており、未納期間の解消に努めていたことがうかがえ、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年10月までの期間及び60年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年10月まで
② 昭和60年2月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和45年4月から同年10月までの期間及び60年2月から同年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間①については、妻の国民年金保険料と一緒に区役所に納めていたと思う。申立期間②については、妻と一緒に納付していたが、私の方が未納となっているので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、28年5か月という長期にわたる国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金への切替手続を適切に行っていることなどから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しており、事実、その妻の国民年金保険料も29年という国民年金加入期間のほぼすべてが納付済みとなっていることなどから、申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間①及び②を納付したと申し立てている保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立期間②については、2か月と短期間であるとともに前後の期間が納付済みであること、及び申立人の妻においては、同期間は納付済みとなっていることから、申立人の申立期間②の保険料を未納にしていたことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和41年1月から同年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金保険料は、区の職員が集金に来て納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区の職員が集金に来て、国民年金手帳に印紙を貼付^{ちょう}して保険料を納め、検認印が押印されたことを鮮明に記憶していることや、申立期間は、申立人が主張するとおり区の集金人制度による出張検認が行われていたことが区役所で確認できることから、申立内容は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前後については納付済みであり、申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金納付記録において、社会保険庁のオンライン記録と申立人の所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄^{そご}に齟齬があるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年2月まで

国民年金の納付記録を照会したところ、平成6年4月から8年2月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。平成6年度分は6年9月か10月ごろに、また、7年度分は7年4月に、それぞれ市役所の窓口で納付したはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成5年3月に住所変更の記録があることから、納付済みとなっている同年4月から6年3月までの保険料については、転居後の住所地で納付していたと推察され、申立期間についても転居後の市から納付書が発行されており、申立人の手元に届いていたと考えられる。

また、申立期間の前年及び申立期間について、申立人に保険料を納付するように勧め、納付のための資金を仕送りしていたとする母親からの聴取内容、及び市役所内の金融機関ATMから保険料納付に必要な資金を引き出し、そのまま市役所で納付したとする申立人の主張に不自然な点は見られない。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続と住所変更前の保険料納付を適切に行っており、母親自身も未納期間が無く、厚生年金との切替手続も適切に行っているなど、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立期間の前後、申立人の母親には、生活上大きな変動は見られず、申立期間の保険料を仕送りする資力はあったと思われる。

これらの周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から37年1月7日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金として支給した記録があると聞かされて驚いた。最近になって年金問題が取り上げられるまで脱退手当金制度自体を知らず、会社を退職した時も受け取っておらず、退職金などの支給も受けていないので納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は女性であるが、申立人の厚生年金保険に係る被保険者台帳、被保険者名簿の性別は、いずれも男性と記録されており、申立人の年金記録の管理が適切に行われていたとは認め難い。

また、仮に、被保険者名簿に基づき男性として脱退手当金を算定したとしても、支給決定された当時の制度では、男性には受給権が発生しないことから、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では申立人の名を誤って記録されており、氏名という被保険者に関する基本的な記録管理にも不備が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるが、37 年 4 月から 38 年 6 月までの期間については厚生年金保険に加入していたことが認められ、申立期間については国民年金の被保険者となり得る期間ではない（同一期間に複数の年金制度に加入することはできない。）ことが明らかであり、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時、厚生年金に加入していたが、生家の父親が国民年金加入手続きを行い 20 歳から国民年金保険料を納付していたので、厚生年金保険期間の一部だけ納付していないとは考えられないので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金保険料を納付していたとする父親は既に他界しており、当時の具体的な納付状況は確認することができないが、申立人の主張するとおり、20 歳になった昭和 36 年 6 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 12 月までの期間の保険料は納付済みとなっている。

また、同期間は申立人からの社会保険庁への調査申立てにより、平成 20 年 1 月に社会保険事務所において納付済みに訂正されており、これまで行政側において記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、厚生年金保険加入期間の昭和 38 年 4 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立人が主張しているとおり、父親が申立人の厚生年金保険加入を知らずに国民年金の加入手続き^{しんぴようせい}をとり、保険料を納付していたものと推察でき、申立人の主張は信憑性が高いと考えられると

ともに、36年6月から37年3月までの期間について過年度納付をしていながら、あえて申立期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、当時同居していた母及び兄は国民年金加入期間をすべて納付していたことから、申立人家族の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 しかしながら、申立人は、申立期間を含む昭和37年4月から38年6月までの期間については厚生年金保険に加入していたことが認められ、申立期間については国民年金の被保険者となり得る期間ではない（同一期間に複数の年金制度に加入することはできない。）ことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間及び56年7月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和56年7月から57年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和56年1月から同年3月までの期間及び56年7月から57年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。申立期間における保険料については、金融機関で口座振替納付をしており、当時日掛けをしていたことから預金不足になるとは考えられないので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、国民年金の^{あいまし}手続に関する申立人の記憶は曖昧であることなどから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が保険料の口座振替契約を締結していたと主張する銀行口座の取引記録から、申立期間の保険料は引き落とされていないことが確認できる上、申立人は引落としがされなかった申立期間に係る国民年金保険料を、銀行口座振替以外の方法で納付した記憶が無い。

さらに、申立人は、国民年金保険料を夫婦共に口座振替で納付したと主張しているが、申立期間一緒に納付していたとする夫の保険料も未納となっている。

加えて、市役所が保管する被保険者名簿から申立期間についての納付約束及び納付督促を行ったことを示す記録も確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から同年9月までの期間及び43年11月から47年8月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から同年9月まで
② 昭和43年11月から47年8月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、「当該期間の国民年金保険料は厚生年金保険加入のため、還付されています。」との回答をもらった。還付を受けた記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和43年6月から同年9月までの期間及び43年11月から47年8月までの期間の厚生年金保険加入期間について、重複して国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見られない。

また、社会保険庁が保有する申立人の特殊台帳の摘要欄には、「還付 43.6～43.9 800円 54.11.20」及び「還付 43.11～47.8 16,800円 54.11.20」との記載があり、社会保険事務所において還付に関する一連の事務処理が行われたことがうかがわれる。さらに、社会保険事務所の還付整理簿には、申立人について、住所、氏名等が誤りなく記載されており、決定年月日欄には「54.11.20」と支払年月日欄には「54.12.13」と記載されていることも確認できる。

加えて、申立人が国民年金保険料の還付請求時に居住していた市役所が保有する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄に、「54.12.20 43.6～43.9 800 還付」及び「54.12.20 43.11～47.8 16,800 還付」の記載がされているのも確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年11月まで

国民年金の納付記録を照会したところ、昭和50年10月から同年11月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和50年10月26日に自分で市役所に出向き、国民年金に任意加入する手続きを行ったはずであり、同日に被保険者になったことが、年金手帳に記載されている。申立期間の保険料を納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料納付に関わる申立人の記憶は曖昧で、具体的な納付状況が不明である。

また、申立人は、所持している年金手帳の記載から、昭和50年10月26日に国民年金に任意加入する手続きを行ったと主張しているが、同日は日曜日であり、任意加入は申出日が資格取得日となることから、市役所が閉庁している日曜日に資格取得することはあり得ないため、市が誤って記入したものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によって、昭和50年12月に、申立人の国民年金手帳記号番号が記入された年金手帳が社会保険事務所から市役所に送付された事実が確認できる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、平成12年2月の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。新住所地に転入後、国民年金保険料の納付書が届いたので、持参の上、市役所で妻の分と合わせて納付した。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「新住所地に転入後、国民年金保険料の納付書が届いたので、納付書を持参し市役所で妻の分と合わせて納付した。」と主張しているが、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料を納付した時期について記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成12年2月25日に前勤務先を退職し、翌日の26日（土曜日）に新住所地に転入、翌月の3月2日（水曜日）から新勤務先に勤めているが、申立人が前住所地及び転入後の市において、国民年金に加入していた形跡は無いことから、国民年金保険料納付書が発行されたとは考え難く、申立人が国民年金保険料を納付したと推認することは困難である。

さらに、申立人の妻は、申立人の申立期間について第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を行っているものの、申立人と同期間、未納となっているのも確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から50年12月まで
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和44年8月から50年12月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時、自宅に市の職員か集金人が来ていたので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人に保険料を納付した具体的な記憶が無いことなどから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自宅に来ていた集金人（納付組合と思われる）に申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年6月の時点では、申立期間はすべて時効により納付できない期間であること、及び集金人等には申立期間を一括して納付することはできないことなどから考えると、申立期間の保険料を納付したものは考え難い。

さらに、申立人は、昭和51年1月から53年3月の2年3か月分の保険料を過年度納付していることが、市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立人はこの期間と申立期間の記憶を取り違えている可能性も否定できない。

加えて、申立人が保有している国民年金手帳以外に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、その上、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付した形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 44 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 44 年 9 月まで
国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 38 年 9 月から 44 年 9 月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
私は、昭和 40 年 2 月の A 事業所開店と同時に東京から転入してきた。その時に 20 歳からの国民年金保険料を遡って納付し、その後は同居していた姉と一緒に、市から委託された集金人に保険料を納付していた。姉だけが納付して私が納付しないということは考えられないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金への加入手続を昭和 40 年 2 月又は 3 月に行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 1 月に払い出されており、この時点で申立期間の大半は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料を定期的に集金に来る市の委託職員に納付していた（収納員制度という）と主張しているが、市における収納員制度の設置は昭和 48 年 4 月からとなっており、加えて、申立人は納付組合への加入を昭和 48 年以降と証言していること及び昭和 45 年度の保険料を印紙検認方式により納付していることが確認できることから、申立人は、保険料が納付済みとなっている昭和 48 年 4 月以降の保険料納付方法を申立期間の保険料納付方法と思料している可能性が高いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

ねんきん特別便が届き、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。私は、制度発足時から国民年金に加入し、保険料を納付してきたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与していないこと及び保険料を納付していたとする夫は、既に他界していることから、申立期間の加入手続及び保険料納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録から申立人は、申立人の夫と共に昭和 43 年 8 月 21 日に国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、その払出しを考慮すると時効により納付できない期間も納付済みとなっていることが確認できることから、別の手帳記号番号の払出しの可能性も考えられるが、払出簿を調査したところ、欠番は無いこと及び 23 年 6 月以降住所の異動が無いことも住民票によって確認できることから、別の手帳記号番号が払い出された可能性は少ないと思料される。

さらに、昭和 43 年 7 月 15 日号の市広報誌に国民年金への加入を促す記載があることから、この時期に国民年金への加入手続を行ったものと考えられる。

加えて、時効により納付できない期間が納付済みとなっていることについ

ては、昭和 45 年 5 月 1 日発行された市の広報誌に第一回目の特例納付（法改付則第 13 条）の記載があり、それによって、老齢年金の受給権を確保するために納付したものと推察できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間及び 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで

ねんきん特別便が届き、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間及び 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、2 か月に一度くらいの割合で国民年金保険料を父親に渡して納付してもらっていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親から「今月から国民年金に加入した。」と言われたことを憶えており、「保険料も父親に渡していた。」と主張しているが、納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、加入手続及び保険料を納付していた父親が既に他界しており、当時の加入手続の時期及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳は、申立期間に係る昭和 36 年度及び 40 年度の国民年金印紙検認記録欄が切り取られており、納付記録が確認できない上、申立期間以外の期間においても保険料は必ずしも納付期限内に納付されていないことも確認できる。

さらに、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿に居所未登録（不在者）の印が押印されており、のちに二重線によって消されていることから、当該年金手帳の発行日である昭和 36 年 11 月 29 日以降、住民票の「A市の住民となった日：37 年 9 月 15 日」までの間、住所がA市になかつ

た期間が存在すると考えられる。

加えて、申立期間②については、特殊台帳の昭和 40 年 12 月欄に「時効消滅」の記載が確認できることから、それ以前の期間については、時効により納付することができなかったものと推認できる。

その上、申立期間①及び②いずれについても、特例納付により保険料を支払ったとの主張は無く、事実、特例納付により申立期間の保険料を納付した形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月から同年 12 月まで
② 昭和 42 年 7 月から同年 11 月まで
③ 昭和 43 年 7 月から 44 年 1 月まで
④ 昭和 49 年 5 月から 51 年 6 月まで
⑤ 昭和 51 年 6 月から 52 年 5 月まで
⑥ 昭和 55 年 6 月から 56 年 6 月まで
⑦ 昭和 55 年 4 月から同年 9 月まで
⑧ 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで
⑨ 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで
⑩ 昭和 63 年 3 月から平成元年 1 月まで
⑪ 平成元年 2 月から同年 4 月まで
⑫ 平成元年 5 月から同年 8 月まで
⑬ 平成 3 年 2 月から同年 8 月まで

すべての申立期間について、厚生年金保険料は給与から差し引かれていたため、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、そのほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間①については、申立人はA事業所に勤務していたと証言しているが、同事業所の存在は確認できず、調査の結果、申立ての事業所はB事業所であると推認できるものの、人事記録、賃金台帳等一切の資料が残存しておらず、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除の事実は確認できない。

また、事業所からは、「当時は試用期間を設けており、その期間は厚生年金保険の加入手続をしなかった。」との証言を得ているところ、申立人は、「申立ての事業所が入社2、3か月後にC事業所に名称変更した。」と証言しており、社会保険事務所の記録では、名称変更が昭和40年10月に行われ、申立人が同事業所において同年12月に被保険者となっていることなどから、申立人は申立ての事業所に同年7月ごろに入社し、試用期間を経てC事業所の被保険者になったと推認することができる。

申立期間②のD事業所については、事業所が現存せず、事情を確認できない上、申立人も同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態を証明する周辺事情は得られない。

申立期間③のE事業所については、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人も同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態を証明する周辺事情は得られない。

申立期間④のF事業所については、社会保険事務所が保有する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間25か月間のうち、20か月間が国民年金保険料の納付済期間となっている。

また、申立人が名前を挙げた同僚についても、特定できず、当時の事情を聴取できない。

申立期間⑤のG事業所については、社会保険事務所が保有する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

また、事業所から、「人事記録、賃金台帳等一切の資料が残存していないため、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除の事実は確認できない。」との証言が得られている上、申立人が名前を挙げた同僚についても、すでに死亡しており、当時の事情を聴取できない。

申立期間⑥のH事業所については、社会保険事務所が保有する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間13か月間のうち、12か月間について、他の事業所において、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態を証明する周辺事情は得られない。

申立期間⑦のI事業所については、社会保険事務所が保有する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間6か月間のうち、3か月間について、他の事業所において、雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚についても、既に死亡しており、当時の事情を聴取できない。

申立期間⑧のJ事業所については、社会保険事務所が保有する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間のすべてが国民年金保険料の納付済期間となっている。

また、事業所からは、「申立人は厚生年金保険に加入していなかった。」との証言が得られている上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態を証明する周辺事情は得られなかった。

申立期間⑨のK事業所については、社会保険事務所が保有する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間のすべてが国民年金保険料の納付済期間となっている。

また、事業所からは、「申立人はアルバイトとして3か月間ほど勤務した記憶がある。」との証言が得られている。

申立期間⑩のL事業所については、社会保険事務所が保有する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間のすべてが国民年金保険料の納付済期間となっている。

また、事業所からは、「人事記録、賃金台帳等一切の資料が残存していないことから、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除の事実は確認できない。」との証言が得られている上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態を証明する周辺事情は得られない。

申立期間⑪のM事業所については、申立人は、「給与から保険料が控除されていた記憶は無い。」と証言している上、申立期間のすべてが国民年金保険料の納付済期間となっている。

また、事業所からは、「在籍した記録が無い。」との証言が得られている上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態を証明する周辺事情は得られない。

申立期間⑫のN事業所については、社会保険事務所が保有する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間のすべてが国民年金保険料の納付済期間となっている。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態を証明する周辺事情は得られなかった。

申立期間⑬のO事業所については、社会保険事務所が保有する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

また、事業所からは、「申立人の在籍記録は無い。」との証言が得られている上、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態を証明する周辺事情は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①から⑬のすべての期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを認めることはできない。